

第4回教育委員会会議

令和5年3月22日
午後3時00分
市会第5委員会室

案 件

議案第22号

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき
学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

本市では、児童が急増している地域において、児童の教育環境を考慮した効果的な対応策を検討するため「市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム」にて対応策を検討してきた。その中で、とりわけ過大規模化が懸念される「扇町小学校」、「西船場小学校」及び「花乃井中学校」の対応策として、過大規模化の解消と学校適正規模での運営を可能とするため、両小学校及び中学校の調整校区である中之島西部地域に、新たに大阪市立中之島小学校及び大阪市立中之島中学校を設置することとした。

令和4年第20回教育委員会会議での議決及び令和5年2・3月市会において、大阪市立学校設置条例の改正の議案が可決された。

施設一体型小中一貫校として、令和6年4月に開校する大阪市立中之島小学校及び大阪市立中之島中学校について、令和5年度より、児童生徒の全市募集を行うため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

施設一体型小中一貫校に、大阪市立中之島小学校及び大阪市立中之島中学校を追加する。(第2条第7号)

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第22号

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1)～(6) 略]</p> <p>(7) 施設一体型小中一貫校 <u>大阪市立中之島小学校及び大阪市立中之島中学校、大阪市立浪速小学校及び大阪市立日本橋中学校、大阪市立啓発小学校及び大阪市立中島中学校、大阪市立南港みなみ小学校及び大阪市立南港南中学校、大阪市立矢田小学校及び大阪市立矢田南中学校並びに大阪市立新今宮小学校及び大阪市立今宮中学校をいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)～(6) 同左]</p> <p>(7) 施設一体型小中一貫校 <u>大阪市立浪速小学校及び大阪市立日本橋中学校、大阪市立啓発小学校及び大阪市立中島中学校、大阪市立南港みなみ小学校及び大阪市立南港南中学校、大阪市立矢田小学校及び大阪市立矢田南中学校並びに大阪市立新今宮小学校及び大阪市立今宮中学校をいう。</u></p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。